

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。 ようて議案第二十一号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 日程第二十一議案第二十二号昭和五十三年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本堂に上りて提案理由の説明を求めます。

(下水道課長 須崎 進君登壇)

○下水道課長(須崎 進君) 御指名によりまして議案第二十二号昭和五十三年度福生市下水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

五十三年度下水道事業会計予算につきましては、先ほど申し上げました、五月二十日の流域下水道の供用開始予定に伴いまして、下水道の使用料、受益者負担金の徴収、国庫補助金の増額、下水道維持・管理費の経費、水洗便所への改良の促進の経費等によりまして、予算総額におき前年度対比一四・九%の伸びとなっております。流域下水道の多摩川上流幹線の完成によりまして、流域下水道負担金を除く予算額におきまして三三・六%の伸びとなっております。又、本工事費におきましては二〇

%の伸びとなっておりますのでございます。

これらによりまして歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ十億五千四百六十万円と定めます。なお、地方債を起しまして一時借入金に最高額五億円と定めます。

二ページをお開き願います。

歳入歳出予算の歳入から申し上げます。

分担金及び負担金でございますが、負担金といたしまして、これは受益者負担金になるわけでございますが、賦課対象区域百七ヘクタールにつきまして一括徴収分二〇%、分給分八〇%といたしまして四千四百四十万円でございます。

使用料及び手数料におきまして、使用料といたしまして下水道使用料を百七ヘクタールのはば一千三百世帯を見まして、それから一部基地分を含めまして五千百万円でございます。

三項の国庫支出金におきまして十二億八千五百万円のうち、国庫負担金におきまして、防衛施設分の負担金でございますが、これは二千六百五十万円でございます。それから国庫補助金におきまして補助対象額一億七千万円の十分の六の補助でございますので一億二千万円でございます。

次に都支出金におきます都補助金でございますが、補助対象額一億三千五百百万円の三十分の一の四千五百百万円でございます。

繰入金につきましては一般会計からの繰入金と二億四千万円見ているわけでございます。繰越金につきましては八百百万円でございます。

諸収入といたしまして、一千百三十百万円でございます。

次に、収入といたしまして延滞金加算金及び過料として二十百万、預金利子が百万円、貸付金元金収入が一千万円でございます。それから雑収入が十百万円でございます。

市債が五億二千六百四十百万、この内訳でございますが、公共下水道の事業債といたしまして、四億九千五百十百万、流域下水道事業債といたしまして三千百三十百万、

これらの歳入合計が十億五千四百六十百万円と相りあわせてございます。

次に、支出といたしまして、統務費におきまして一億二千三百四十七万三千円でございます。

これは人件費のほか受益者負担金の納付報奨金、それから受益者負担金及び下水道便所、関係事務費、それから水洗便所の改造資金の融資預託金、維持管理に要します経費、それから東京都に対する維持管理費の負担金一千八百百万円等、

でございます。

次に事業費でございますが、七億七千八百四十六万一千円でございます。これは公共下水道の管渠工事といたしまして、五十ヘクタール分の六億円に對します委託料、簡償料及び多摩川上流域下水道の建設費の負担金等でございます。

次に公債費でございますが、一億四千五百四十九万一千円でございます。これは起債の元金、公共分といたしまして一千六十百万、流域分として四百十七万三千円、利子分といたしまして、公共下水道分といたしまして八千六百一十三千円、流域分といたしまして三千七百三十三千円、一時借入金といたしまして七百六十七万二千円でございます。

予備費につきましては七百十七万五千円でございます。

これらの歳出合計が十億五千四百六十百万円と相りあわせてございます。

次に、三ページの地方債でございますが、公共下水道事業費といたしまして四億九千五百十百万、流域下水道事業費といたしまして三千百三十百万円の起債を起さうとするものでございます。

以上、大変難解な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本堂に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○二番(鈴木藤次郎君) この際動議を提出いたします。

「この議題とすべし」といふこと、議案第二十二号については、建設委員会に付託し、審査されぬことを希望します。

(「賛成」といふ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

「この議題とすべし」といふこと、本堂は建設委員会に付託されたこの動議は提出されしに、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」といふ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十二号は建設委員会に付託するに決まると認めます。

○議長(岩田博君) 暫時休憩いたします。

午後五時五十二分 休憩

午後六時二十八分 開議

○議長(岩田博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際報告事項がありますので、局長として報告いたします。

(市議会事務局長報告)

一、議案の訂正について(別添参照)

二、昭和五十三年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果について(別添参照)

○議長(岩田博君) この際理事者側より訂正の申し出がありましたので、これを許します。

○企画財政課長(上野重勝君) 大変恐縮でございますが、先ほど貫井先生から御指摘

をいただきました点につきまして、改めて正式に訂正をさせていただきたいと思っております。

昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)のうち、ハページの公債費の欄の項目の説明の中で、用紙が、これは補正予算の用紙を使うべきところを

当初予算の用紙を使つてしまったための誤りでございまして、「目」の次に「本年度」とあります。これは「前年度の額」と御訂正をお願いします。なお、次に「前年度」とございしますが、これは「補正額」と御訂正をお願いします。なお、「比較欄」は「計」というふうに御訂正をお願いします。なお、この右の欄で「本年度の財源内訳」とございしますが、これは「補正額の財源内訳」の誤りでございします。

同様に、以下の予備費につきましても、項目の内訳の欄で、「目」の右側の「本年度」の欄を「補正前の額」、「前年度」の所を「補正額」、「比較」の欄を「計」、「本年度の財源内訳」とありますのを、「補正額の財源内訳」というふうに御訂正をお願いします。

いま一度申し上げようか。（「わかります」、「了解」と呼ぶ者あり）

以上のように御訂正をお願いいたします。

○水道事務部長（高水孝君）

大変結構でございしますが、五十三年度福生市受託水道事業会計予算のうち、一番最後の二つのページ分の給与明細表の関係でございします。私も勉強で、私も勉強で、大変迷惑をおかけいたしておりますが、いわゆる、給料表の中、細表の中に児童手当と、そのものを加えた額を記載してしまつたわけでございしますが、いわゆる児童手当と、その児童手当と、この法令に基づいて、いわゆる給与関係に

基づく給料ではないというふうな考え方が、この予算の節におきましては、諸手当等という言葉でもって、その中に職員手当の中に、児童手当も含まれております関係で、そのした数字との関連でございします。そのまゝ載せてしまつたところ、このことで大変御迷惑をおかけいたしましたので申しわけございません。

そのようなことで、明細表の中より児童手当を六万円を削除する関係で、これらと関連して職員手当もそのようなお手元に御配付をいたしました訂正表のとおり訂正方をよくしく御配慮いただきたいと思います。

大変御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げるとともに、訂正させていただきます。

○議長（岩田博君）

お諮りいたします。

ただいま発言がありましたとおり訂正することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君）

御異議なしと認めます。

よってただいま発言がありましたとおり訂正することに決定いたしました。

○議長(岩田博君)

次に先ほど設置されました昭和五十三年度福生市一般会計予算審査特別委員長及び副委員長のごあいさつをお願いいたします。

まず委員長宇佐美良時君。

(昭和五十三年度福生市一般会計予算審査特別委員長宇佐美良時君登壇)

○昭和五十三年度福生市一般会計予算審査特別委員長(宇佐美良時君) 昭和五十三年度の福生市一般会計予算審査特別委員会の委員長という重責を御推挙いただきありがとうございました。

もとより微かな身共でございます。

誠心誠意相努めようと思います。

本委員会のスムーズな運営ができますよう、

先輩諸兄等御協力をよろしくお願い

いたします。ごあいさついたします。(拍手)

○議長(岩田博君)

次に副委員長宮沢良一君。

(昭和五十三年度福生市一般会計予算審査特別副委員長宮沢良一君登壇)

○昭和五十三年度福生市一般会計予算審査特別副委員長(宮沢良一君) 御指名いただき、ごあいさつさせていただきます。

昭和五十三年度福生市一般会計予算審査特別委員会の副委員長に推薦され

11月11日。

もとよりその器ではございませんが、推薦された以上、委員長の補佐役としてしっかりとやっております。

委員各位の御協力をお願い申し上げます。簡単でございますが、副委員長のごあいさつとさせていただきます。(拍手)

○議長(岩田博君)

以上であいさつを終わります。

○議長(岩田博君)

日程第二十二議案第二十三号昭和五十三年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本議案について提案理由の説明を求めます。

(水道事務所長 高水求君登壇)

○水道事務所長(高水求君) 御指名いただきましたので議案第二十三号昭和五十三年度福生市受託水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

まず、委託団体でございます東京部の水道のことについて若干触れさせていただきます。

伸びという事でございすけれども、事業内容につきましては五十二年度とそう大差ございせん。
水道管理費は三億一千四百八十八万二千円で前年度に比べて五千六百三万二千円の増
で二・九三%程度の伸びになっておりますけれども、主なものとしては各科目を通じての人件
費の増、それから浄水費におきましては修繕費で十九万七千円ほど、それから工事請負
費で二百七十七万円ほどでございす。それから配水費におきましては、同じく工事費で、
一十七万七千円、それから給水費では委託料二千三百三十五万五千円、そういうものがふ
えた主なものでございます。

それから他計数を整理いたしますと、先ほど申し上げました五千六百三万二千円で二・九三%
の増、年度においては水道管理費においては伸びておると、うことでございす。

又、一方、建設改良費におきましては、本年度四千五百六十一万円で、前年に比べますと
三百十四万五千円ほどの減額でございすけれども、水道改良費におきましては一千三十五
万五千円、ふえてございす。これは工事請負費で九百七十五万五千円ほど前年に比べてふ
えております。償品購入費におきまして、これは量水器の購入でございすけれども、
百二十八万四千円ほどふえております。それから反面、水道建設費すなわち拡張事業におきま
すのは、先ほど申し上げましたように、衛生市におきましてはすでに拡張工事は終了してありますので、

あとは新設道路等、いろいろな場合に入れるというふうなことで、昨年度から比べると一千三百
五十万円の増、減額になっております。いずれもそれを相殺いたしますと、建設改良費に
おきましては、総体的には三百十四万五千円の減額というふうなことになる次第でございす。

以上、推察でございますけれども、昭和五十三年度福生市受託水道事業会計予
算につきましては、御説明を申し上げた次第でございすので、慎重御審議をいただきまして、
御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○七曲(鈴木藤次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十三号については、厚生委員会に付託し、審査
せしめられんことを提案します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま鈴木啓次郎君より、本案は厚生委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 御異議なしと認めます。 ようて議案第二十三号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（岩田博君） 日程第二十三議案第二十四号市道路線の認定についてを議題といたします。

本堂について、提案理由の説明を求めます。

（建設課長、森田進君登壇）

○建設課長（森田進君） 御指名をいただきましたので議案第二十四号市道路線の認定について、提案理由と申す内容について御説明を申し上げます。

この路線は第三小字、第四小字の市道一〇一四号線を国道一六号線方面へ向かいます。二、八号線と踏み切り、幹線——四号線と国道との間に位置し、起点を市道一〇一四号線と、終点を市道一〇一二号線とする幅員六メートル、延長七十八・二メートルの市道

を、高橋高弘氏、斎藤高弘氏、木村輝幸氏の三氏から寄付申し入れられた道路とさせていただきます。なお、終点部分の市道一〇一二号線は幅員一・八メートルと狭隘な道路でありました。田村半十郎氏及び森田又治氏から寄付の申し出があり、現在、幅員四メートルと改修しております。今回、この路線が認定されることによりまして、狹隘な市道一〇一二号線の沿路付近の道路環境の改善がなされ、緊急急時にも混乱を未然に防止する道路となりますので、道路法第八条の規定に基づきまして認定しようとするものでございます。

大変難航でございますが、慎重御審議をいただきまして原案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（岩田博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本堂に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩田博君） 以上で質疑を終ります。

○副議長（鈴木啓次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十四号については、建設委員会に付託し、審

査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま鈴木勝次郎君から、本委員は建設委員会に付託されたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することには御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。 ようく議案第二十四号は建設委員会

に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第二十四議案第二十五号市道路線の変更についてを議題と

いたします。

本委員について提案理由の説明を求めます。

(建設課長 森田進君登壇)

○建設課長(森田進君) 御指名をいただきましたので議案第二十五号市道路線の変更につ

いて、提案理由を申し上げます。御説明を申し上げます。

本路線は福東地域にございまして市道九一号線の終点から、同じく九〇号線に接続した部分を変更しようとするものであります。この部分は幅員二メートル、延長六十四メートルの水道用地でございまして、この用地を住民等が武蔵野会館への出入りに、あるいは通り抜けの近道として利用しておりますが、水道局では道路でもございまして通行されずは管理上支障があると、さういふ判断から閉鎖もやむを得ないと、さういふ形式で申し出がございまして、これが閉鎖されますと地域住民の不便ともなりますので、水道局と定着いたしました。市道として認定されれば使用することの承諾を得て、歩行者専用道路のようす幅員ではございしますが、市道として管理することが望まれますので、道路法第十号第二項の規定に従いまして路線を変更しようとするものでございまして、

大変難航でございしますが、慎重御審議をいただきます。原案どおり御可決くだいますようお願いいたします。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本委員に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○議長(鈴木久次郎君)

この際動議を提出いたします。

さういふ議題としております議案第二十五号については、建設委員会に付託し、審査
をせられんことを切望します。

(「賛成」と叫ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

お諮りいたします。

さういふ鈴木久次郎君から、本案は建設委員会に付託された旨の動議が提出さ
れまうたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第二十五号は建設委員会に

付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君)

日程第二十五陳情第一号(元号(年号)法制化に關する陳情書と

議題)をいしめます。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を
願います。

(総務委員長 林田右男君登壇)

○総務委員長(林田右男君)

御指名をいただきましたので、第一回臨時会におきまして付託

された陳情第一号の審査経過と結果を簡単に報告させていただきます。

すなわち議長あつた報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書朗読省略) 別添参照

審査における主な意見といたしましては、元号は日本人にとって使慣れ、親しみのある必
要や、くべからざるものであり、天皇制がある限り存続すべきものと思ふとの発言があり、
これに對して、反対意見として、歴史的に見ても元号は国の制度に結びついたものとして、
さういふ、まして、戦後の民主主義下において、天皇は日本の象徴であり、この元号の
法制化については国内でもかなり論議されてゐるものであるので、福生市議会として意見
書を提出することは差し支えがあり、賛成できないとの発言がありました。さらに又、本陳
情は天皇制についての解釈を言つてゐるものではなく、国民の七六%の大多数が元号存続に
賛成してゐることもあり、本日結論を出すべきではないか等の発言もあつたわけでありま
す。総じて、本陳情について他市における状況はどうかとの発言もあり、これに對して同趣旨
の陳情が提出された市は二市で、ともに十二月定例会で出されて継続になつてゐる。出され